

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルの概要

平成26年10月
農 林 水 産 省

1 基本方針

本病の農場への侵入防止、農場内でのまん延防止及び農場間の伝播防止のために有効と考えられる防疫対策を具体的に示し、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病による被害を最小化することを目的とする。

2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

（1）農林水産省の取組

- ① 海外からの侵入防止のため検疫等の徹底を行うとともに海外における発生状況等を把握し、情報提供する。
- ② 本病が発生したときは、発生状況を公表するとともに、発生原因の調査及び分析に努める。
- ③ 本病ワクチンの需要の急増に備え、安定供給の体制作りを努めるとともに、ワクチン等に関する研究・検討を進める。

（2）都道府県・市町村の取組

- ① 都道府県は、家畜の所有者に対し、情報提供を行うとともに飼養衛生管理基準の遵守の指導を行う。
- ② 都道府県は、本病を疑う症状が見られた場合は、迅速に家畜保健衛生所に通報するよう指導するとともに、関係機関との連携体制を整備する。
- ③ 市町村は、都道府県の取組に協力する。

（3）家畜の所有者、関係者の取組

- ① 家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守し、発生予防、早期発見に努めるとともに、関係機関と協力し、自衛防疫の取組を推進する。
- ② 畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡獣畜取扱場等）の関係者は、その施設を介して感染が拡大する可能性も踏まえ、家畜の所有者が行う飼養衛生管理基準に準じた取組を行う。

3 本病を疑う家畜発見時の対応

家畜の所有者は、農場内でマニュアルで示す症状（複数の

繁殖母豚の分娩したほ乳豚で半数以上が水様性下痢、嘔吐、死亡を呈した場合等）を発見した場合には、直ちに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所に通報し、指導を受ける。

4 防疫措置

各段階における対策が円滑に実施されるよう、農林水産省の方針に基づき、都道府県は現場で指導を行い、市町村及び自衛防疫団体等の関係機関はこれに協力する。

(1) 農場における対策

家畜の所有者は、農場への侵入防止対策として、飼養衛生管理基準に基づき、設定された衛生管理区域内に必要な者を立ち入らせないようにするとともに、畜舎出入口での消毒、衣服の更衣等を徹底する。また、家畜の所有者は、発生農場内の感染拡大防止対策として豚舎内の洗浄・消毒、子豚の損耗軽減対策として平時からの継続的なワクチンの使用等を実施するとともに、農場間の伝播防止対策として適切な排せつ物処理、交差汚染防止対策等を実施する。

(2) 発生農場の出荷時の留意事項

発生農場から豚を出荷するに当たり、伝播リスクを軽減するため、関係者は出荷先毎にマニュアルで示す事項（家畜保健衛生所への出荷計画書の提出、他農場や子豚市場に出荷する際の遺伝子検査の実施等）に留意する。

(3) 非発生農場への復帰の考え方

発生農場は、農場全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から8週間が経過した場合、非発生農場と同様の扱いとすることが出来る。

ただし、症状がみられなくなってから4週間が経過した農場であって非発生農場への復帰を希望する農場は、検査を実施し陰性である場合は非発生農場と同様の扱いとすることができる。

5 発生農場情報の共有

(1) 都道府県による情報の提供

発生農場の農場名及び住所を養豚農場、と畜場等の畜産関係者に提供する。なお、円滑な情報共有や混乱の未然防止の観点から、情報を提供することについてあらかじめ各農場に周知するとともに、発生時にも発生農場に対し、提供する情報の内容等について連絡する。

(2) 発生農場による情報提供

都道府県は、発生農場に対して、当該農場に出入りする立入業者（ガス業者、建築業者等）に情報提供するよう指導を行う。

6 特別防疫対策地域の指定

都道府県は、本病の侵入・拡大リスクが高まった地域を、必要に応じ、特別防疫対策地域に指定し、次の防疫措置を実施する。

(1) 報告徴求

家畜伝染病予防法第52条の規定に基づき、毎日、健康観察の結果を報告するとともに、週1度、ほ乳豚の全死亡頭数を報告するよう指導する。

(2) 消毒等の実施

豚飼養農場及びと畜場の出入口並びに豚飼養農場敷地内の豚舎周囲における緊急消毒等を実施するとともに、必要に応じ、公道等に消毒ポイントを設置する。

7 ワクチン

家畜の所有者は、ワクチンの特徴を十分理解し、用法・用量に従った使用、母豚の健康管理、衛生的な飼養環境等に留意し、適切にワクチンを使用する。また、獣医師及び販売業者は家畜の所有者がワクチンを適切に使用するための指導を行う。

8 馴致

発病豚の糞便等を妊娠母豚に投与して免疫を付与する馴致については、確立された手法はなく、安定的な効果を得ることが困難である。このため、原則的には推奨されるものではなく、個々の農場による独自の判断で実施することは適切ではないことから、都道府県は、家畜の所有者に対し、実施に当たっての留意事項及び実施のリスクについて周知及び指導の徹底を行う。

9 成功事例等の紹介

今後の本病対策を行うに当たり参考となるよう都道府県を通じて収集した事例（17件）を記載。